

平成21年4月24日  
沖 縄 県

## 最低制限価格及び低入札価格の基準の見直しについて

沖縄県では、公共工事の適正な施工の確保及び建設業の基盤の確保のため、「最低制限価格」及び「低入札価格の基準」について改正を行いました。

平成21年4月24日以降に指名通知及び入札公告する建設工事から適用します。

### 1 最低制限価格の見直し

[改正前] 予定価格の100分の65～100分の85

[改正後] 予定価格の100分の70～100分の90

### 2 低入札価格の基準の見直し

[改正前]

直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
<u>現場管理費×0.60</u>
一般管理費×0.30
(予定価格の <u>2/3～8.5/10</u> )

[改正後]

直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
<u>現場管理費×0.70</u>
一般管理費×0.30
予定価格の <u>7.0/10～9.0/10</u>

### 3 適用年月日

平成21年4月24日

### 4 問い合わせ先

沖縄県土木建築部土木企画課  
建設業指導契約班

TEL : 098-866-2384

FAX : 098-866-2399